

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：土岐市役所

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
任期の定めのない常勤職員	80.9	%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	76.4	%
全職員	53.7	%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
部局長・次長相当職	100.2	%
課長相当職	97.4	%
課長補佐相当職	93.8	%
係長相当職	96.9	%

(2) 勤続年数別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
36年以上	83.2	%
31～35年	88.8	%
26～30年	95.1	%
21～25年	96.2	%
16～20年	80.6	%
11～15年	82.6	%
6～10年	95.0	%
1～5年	78.3	%

【説明欄】

・任期の定めのない常勤職員の給与の男女の差異について
扶養手当や住居手当について、世帯主や住居契約者となっている場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は92.0%、住居手当の受給者に占める男性の割合は69.9%であるため、差異が生まれています。

・全職員の男女の給与の差異について
全職員のうち、50.4%が任期の定めのない常勤職員以外の職員であり、そのうちの77.4%が女性職員です。当該区分においては、短時間の勤務に従事する者が多く、低い給与水準となっているため、差異が生まれています。